

令和6年第1回臨時会

# 古平町議会会議録

## 第1回古平町議会臨時会 第1号

令和6年1月29日（月曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第9号）
- 5 議案第 2号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第 3号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案
- 7 報告第 1号 専決処分（第5号）の報告について  
〔工事請負契約の変更について〕

### ○出席議員（9名）

議長10番	堀 清 君	1番	工 藤 澄 男 君
2番	寶 福 勝 哉 君	3番	中 村 光 広 君
4番	高 野 俊 和 君	5番	真 貝 政 昭 君
6番	梅 野 史 朗 君	7番	堀 澤 理 恵 君
9番	佐 藤 未知時 君		

### ○欠席議員（1名）

8番 山 口 明 生 君

### ○出席説明員

町 長	成 田 昭 彦 君
副 町 長	奥 山 均 君
教 育 長	三 浦 史 洋 君
総 務 課 長	細 川 正 善 君
企 画 課 長	人 見 完 至 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
産 業 課 長	岩 戸 真 二 君
建 設 水 道 課 長	高 野 龍 治 君
教 育 次 長	本 間 克 昭 君
町立診療所事務長	細 川 武 彦 君

幼児センター所長	三	浦	卓	也	君
総務係長	松	浦	亮	介	君
財政係長	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事務局長	白	岩		豊	君
議事係兼総務係	澁	谷	久	美	君

開会 午前 9時54分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。8番、山口議員につきましては入院中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和6年第1回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番、梅野議員、7番、堀澤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月29日の1日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1月29日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和5年度11月分、12月分例月出納検査結果、令和5年北後志消防組合議会第3回臨時会議決結果、令和5年北後志衛生施設組合議会第2回臨時会議決結果の3件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号ないし日程第5 議案第2号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第1号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第9号）と日程第5、議案第2号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）は、関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第1号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第9号）についてまずは提案理由の説明をいたします。

議案1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,056万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,902万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。なお、議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

次に、6ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正として、デジタルカラー複合機賃貸借契約に関する債務負担行為を設定しております。現在役場庁舎と出先機関などで使用しているコピー機、全部で12台ございます。そのうち一般会計で見ているものが11台、診療所会計で見ているものが1台、計12台ございますが、そのリース契約が令和6年3月31日で終了いたします。4月1日以降のリース契約について令和5年度中に入札を行い、業者を選定し、その業者と契約を締結する必要がありますので、令和5年度中に債務負担行為を設定させていただくものでございます。期間は令和5年から令和10年度、限度額は2,774万円でございます。

以上の第1表及び第2表までが地方自治法で定められた議会での議決事項でございます。

それでは、第1表の具体的な内容をさらに詳細にご説明いたしますので、別冊の議案第1号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。4ページです。総務費からです。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に1,056万2,000円を追加し、12億3,470万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、まず1目の一般管理費で寄附金として110万円を計上してございます。こちらは、能登半島地震災害義援金として町が日本赤十字社を通じて寄附をする100万円と、B&G財団に加盟している町村でB&Gネットワークによる災害時における相互応援という協定を結んでございます。それに基づいて10万円計上させていただいております。

続いて、12目の地方創生臨時交付金費、これにつきましては歳入のほうで以前設定させていただいております地方創生臨時交付金の金額が固まりましたので、それで財源更正をさせていただいているものでございます。

続いて、13目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金費ということで、こちらにつきましては2つほど給付金を今回設定させていただいております。1つが均等割世帯給付金、もう一つが低所得子育て世帯給付金でございます。均等割世帯のほうにつきましては、国のほうで10万円給付するというところでございますが、町では既に6月に1万円、12月に2万円を給付してございますので、

差引きの7万円を今回給付するものでございます。低所得子育て世帯給付金につきましては、国のほうの事業になりますが、1世帯当たり5万円を給付するものでございます。それらに係る事務費を10節の需用費、11節の役務費、12節の委託料で計上してございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算に3,396万9,000円を追加補正して2億8,921万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、ふるさと納税事業でございます。12月第4回定例会では6,000万円を追加補正させていただきまして3億6,000万というふうに寄附を見込んでございましたが、予想を上回る寄附がございましたので、さらに6,000万追加させていただいて4億2,000万計上するものでございます。それらに係る必要経費を5ページのほうで計上してございます。

続きまして、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に2,603万1,000円を追加し、2億5,852万円とするものでございます。内容としては、ふるさと応援基金の積立金でございます。先ほど説明した寄附が増えますので、その寄附から必要経費を差し引いた残額を基金へ積み立てるものでございます。

続いて、2ページ、3ページに戻ってください。歳入です。歳入のほう、13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に1,770万円を追加し、4億5,153万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、地方創生臨時交付金、さらには物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金、これらについての補正でございます。地方創生臨時交付金は額の確定、物価高騰のほうにつきましては先ほど歳出で説明した均等割世帯への給付金と低所得世帯子育てへの給付金、それらの財源となるものが国から来るものでございます。

続いて、16款寄附金、1項寄附金、既定の予算に6,000万追加いたしまして4億2,000万1,000円とするものでございます。内容としては、ふるさと応援基金、先ほども説明したように予想を上回る寄附がございましたので、さらに6,000万追加させてもらうものでございます。

続いて、17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算から710万円を減額しまして3億1,454万4,000円とするものでございます。内容としては、財政調整基金繰入金を710万円減額するものでございます。今回の補正に伴いましての財源調整でございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算から3万8,000円減額し、4,744万7,000円とするものでございます。こちらも財政調整基金繰入金と同様に今回の補正での財源調整としてその他収入で3万8,000円を減額してございます。

以上が一般会計の提案理由の説明でございます。

続いて、議案第2号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたしますので、議案の7ページをお開きください。こちらの診療所会計につきましては、今回の補正は債務負担行為の追加のみの補正でございます。

1枚めくって8ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正として、デジタルカラー複合機賃貸借契約に関する債務負担行為を一般会計と同様に設定してございます。設定理由、債務負担行為の内容につきましては先ほどの一般会計と同様でございますが、限度額が診療所だけのコピー機のリースでございますので、74万円となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第1号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第1号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第2号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第3号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第3号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第3号 古平町手数料条例の一部を改

正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件は、戸籍法の一部改正に伴い、本町が基準としている標準の手数料を定める政令が改正されたことにより、これに合わせて改正を行うものでございます。

説明資料で説明させていただきます。横長の説明資料を御覧ください。議案第3号説明資料と書かれているものになります。手数料条例別表の戸籍関係の部分になります。改正内容は、大きく分けて2点ございます。戸籍の広域での交付が可能となり、配偶者か直系の親族であれば戸籍のある市区町村だけではなく、国内であればどこでも市区町村の窓口で取得できるようになります。1点目は、改正後の表の上の2段になります。戸籍、除籍ともに広域交付開始による文言の改正となります。2点目は、下段のほうから2ページにわたってになりますが、戸籍の識別符号という、いわゆるパスワード、これを窓口で発行できるようになりまして、その発行に係る手数料を新たに規定するものでございます。いずれも戸籍発行の手間の軽減や書類への添付が省略されるなど、住民の利便性の向上を目的としております。

本条例の提案につきましては、関係政令の公布が12月定例会には間に合わず、なおかつ法で定められた施行日が3月1日となっていることから3月定例会にも間に合わないため、例外的に臨時会での提案とさせていただきます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第3号 古平町手数料条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 報告第1号

○議長（堀 清君） 日程第7、報告第1号 専決処分（第5号）の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○教育次長（本間克昭君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分（第5号）の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年7月12日に議決をいただいた古平町子ども第三の居場所建設工事請負契約に係

る契約金額の変更を地方自治法第180条第1項の規定により令和5年12月15日付で専決処分いたしましたので、同法同条第2項に基づき議会に報告するものでございます。

議案13ページを御覧ください。今回専決処分した契約金額は、6,468万円を6,457万円に11万円減額するものでございます。変更内容といたしましては、現在建物の門柱にこどもホームと掲示されているものを当初は建物の外壁にも掲示する予定でしたが、それを取りやめたものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第1号 専決処分（第5号）の報告について報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時19分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員